

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 令和4年5月20日(金)  
午前10時～午前11時8分
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 15名
- 5 出席者 市長 久保田桂朗、副市長 柴田義晴、教育長 野木森広  
総務部長 中村定秋、総務部専門監 奥井博昭、健康福祉部長  
山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こ  
ども未来部長 長谷川忍  
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、同主幹 井手上豊彦、商  
工農政課長 竹井鉄次、都市整備課長兼企業立地推進室長 西  
村忠寿、同整備グループ主幹 加藤淳、企業立地推進室主幹  
浅田正弘、会計管理者兼会計課長 岡崎祐介、消防本部総務  
課長兼防災コミュニティーセンター長 加藤正人

6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

7 議長あいさつ

8 市長あいさつ

9 報告事項

(1) 執行機関からの報告

① 6月定例会に提出予定の議案について

総務部長：一般会計補正予算（第3号）については、先議でお願いしたいと  
考えている。

各部長：所管する議案について、資料に基づき説明。

総務部長：なお、ご承知のとおり国において新型コロナウイルス感染症対応  
地方創生臨時交付金に、新たにコロナ禍における原油価格物価高騰対応分  
が創設された。本市の限度額として145,802千円が示された。この交付金  
を活用した事業については、現在庁内で検討しており、まとまり次第順次  
補正予算として提案したい。

【確認】

梅村議員：駅東の時計だが、既に部品の取り換えが終わっているのか。

建設部長：現在故障中の表示をしているが、3月末に故障したため緊急修繕  
として業者に依頼した。特注の部品となるため少し時間がかかり、5月  
には修理できるとのことである。

② 川井野寄工業用地への進出企業について

企業立地推進室長：資料に基づき説明。

【質疑】

木村議員：公表されているそれぞれの区画の用途は具体的にどのようなものか。

企業立地推進室長：まだ面会等をしていないため、土井鋼材株式会社についてはどのようなものを作るのかという話は聞いていない。三井不動産株式会社については、物流倉庫としてこういった業者に貸すのかは未定ということで、決まり次第報告する。

③「石仏公園整備基本計画（案）」パブリックコメントの実施について

都市整備課長：資料に基づき説明。実施期間は6月1日（水）から30日間で、ホームページ等で閲覧可能。

【質疑】

なし

④その他

・第67回愛知県消防操法大会の出場辞退について

総務課長：団員の安全を第1に考えた場合、感染対策を図りながら訓練を実施するとしても、仕事を持っている団員の感染リスクを排除できないこと、感染症を意識しての訓練継続では選手のモチベーションを維持するのが難しいこと、北名古屋市や大口町など既に辞退を表明している消防団が複数あることを受け、4月26日に岩倉市消防団役員会で協議した結果、3年連続で出場できないことは非常に残念ではあるものの、役員総意で辞退することとなった。

【質疑】

梅村議員：3年連続と言われたが、辞退は初めてか。

総務課長：令和2年は大会自体が中止、令和3年は辞退したところ結果的に大会が中止となった。令和4年は大会開催の見込みであるが、辞退を決めた。

・山口県阿武町の誤送金問題について

副市長：要因については自治体の振込手続きに問題があるかと思われる。議員から岩倉市は大丈夫かのご心配の声をいただいたので、岩倉市の振込の現状等を会計管理者から説明したい。

会計管理者兼会計課長：山口県阿武町の給付金誤送金事件の原因と、岩倉市においてこの事務をどのように執行しているかについて報告する。事件の概要は、阿武町が生活困窮世帯を対象に1世帯に10万円を支給する国の臨時特別給付金463世帯分46,300千円を誤って町内の24歳の男性の口座に振り込んでしまったというもの。原因として町は、すべての対象世帯分の

口座情報などの振込データの入ったフロッピーディスクを銀行に渡し、手続きは完了した。通常はそれで振込に必要な事務は完了するのであるが、その後、本来提出する必要のない今回の男性の口座情報と、給付金の合計額を記載した紙の依頼書を誤って銀行に提出してしまった。銀行としては2つのルートの振込依頼書が届いたことになる。その結果、男性には10万円と46,300千円とが2重に振り込まれた。一方当市においては阿武町とは全く異なる手続きで、インターネットバンキングを使用して給付金の支給事務をしている。具体的には、給付金担当が作成した受給対象者の振込データを、会計課が庁内に1台だけのインターネットバンキングの認証パソコンに取り込み、ビズステーションというシステムを使い振込手続きをしている。データの取り込みの際には、取り込んだデータと、財務会計システムの帳票、支払いの決裁との照合をしている。振込手続きについては会計課の担当者が取り込んだデータをビズステーションでグループ長が再度確認し、最後に会計管理者が承認することで執行される。つまり、正規職員は3名だが、全員で振込の確認をしているところである。さらに、振込日毎に財務会計システムの帳票処理件数とネットバンキングや現金処理の金額の一致は絶えず確認している。したがって、振込手続きに阿武町のようにフロッピーディスクのような媒体や、紙の振込依頼書は使用していないので、同様のミスは起こり得ないが、改めて公金を扱っているという意識を強く持ち、慎重に事務を遂行していきたいと考えている。

#### 【質疑】

黒川議員：阿武町も銀行に対してはフロッピーディスクで依頼しているとのことで、紙の依頼書を作成したのは、あくまでも町の記録文書としてではないかと推察される。人為的ミスでそれも提出したようだ。本市では記録はどのような形で残るのか。

会計管理者兼会計課長：記録としては、まず担当課の決裁があり、インターネットバンキングのビズステーションの中に作業したという記録は全て残されているため、後で確認することができる。

黒川議員：それは一連の決裁行為で、決済はどんな形で記録が残るのか。

会計管理者兼会計課長：担当課の決裁行為、それから財務会計上は財務会計システム上での帳票に順番に押印されて決裁が取られていくという処理、3つめはビズステーションの中にあるデータで、その3つを見ながら不一致がないかを確認して振込作業をしている。

片岡議員：起こる可能性はゼロではないと考える。もし間違えて振り込んだらどのような対応になるか。

会計管理者兼会計課長：誤振込に関して、金融機関から返金してもらう手続きには本人の承諾がいる。市町村の申出だけでは口座からの引き出しを止

めることはできない。本人の同意が得られない場合、当該口座の仮差押えを裁判所に申し立てて流出を防ぎ、話をしながら回収していくという方法が考えられる。しかし、今回の事件は振り込んだ当日からお金が動かされているように、口座の動きを完全に止めることはできない。本人の同意が要るということが一つの壁になっていて、当市指定金融機関であるUFJ銀行公務部にも電話で問い合わせたが、市の申出だけでは止められないとのことであった。こういったことが起きないようにするしかない。

## (2) その他

井上議員：コロナ禍における市の行事の中止の判断はどのようなタイミングで行うのか。特に夏まつりについて、市民盆踊りの練習日は予定があるようだが、いつ決定されるのか。早めに教えてほしい。

商工農政課長：状況が変わり緊急事態宣言が発出されればそのタイミングで中止を決定することとなるが、現段階では実施する方向で進めている。既に広報5月号に、盆踊り内で開催するいわくら de ナイトマルシェの出店者募集の記事を掲載しており、5月10日付けで区長あてに盆踊り講習会の案内をしている。広報6月号にも講習会の案内を掲載予定。

## 10 協議事項

なし

## 11 その他

なし